

概要 空家法改正により新設された「管理不全空家等」の認定基準を定めました。

● 管理不全空家等とは

適切な管理が行われないうちによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態の空家等

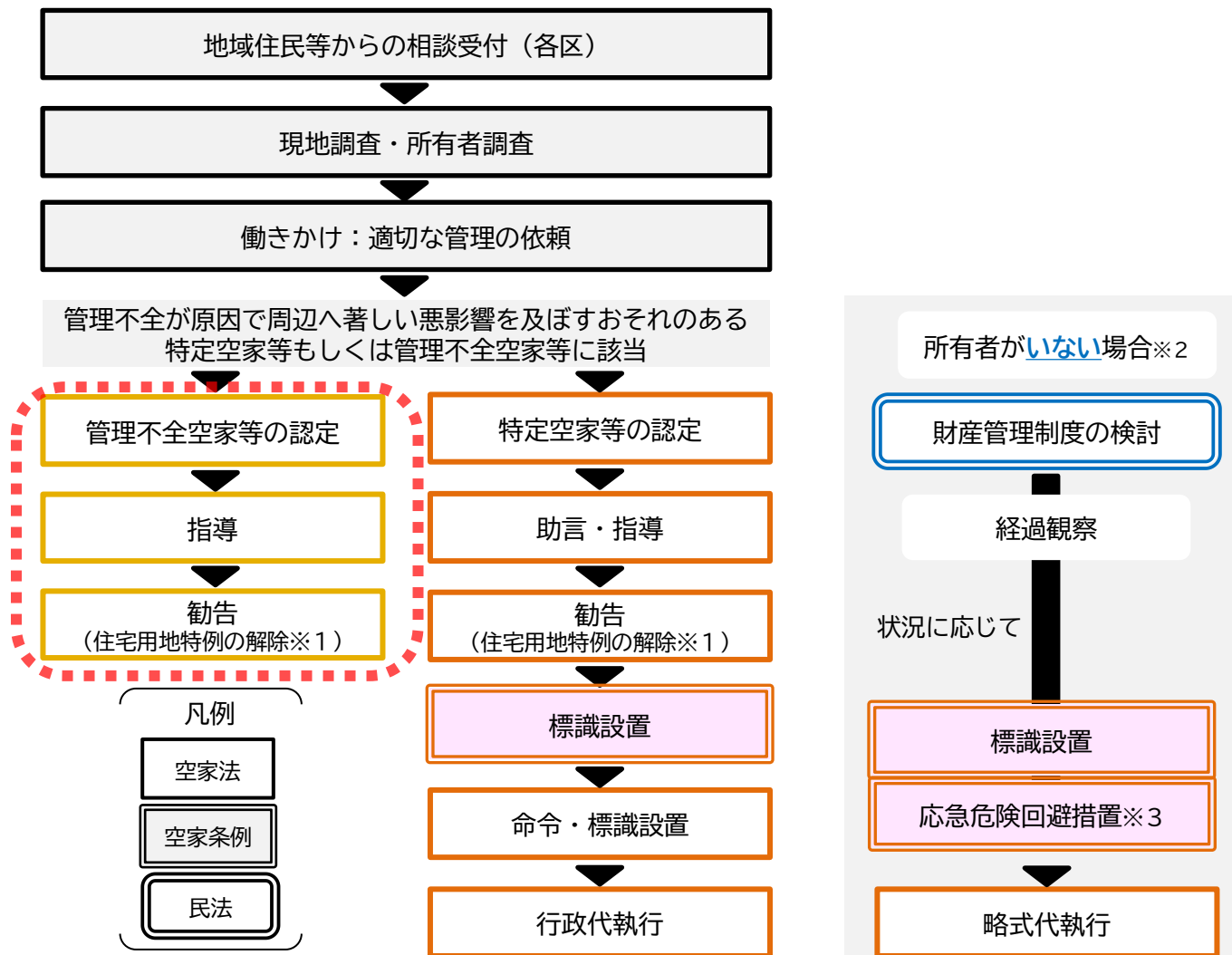
空家等の適切な管理について、指導・勧告ができる

⇒ 特定空家等認定基準（本市独自基準）の一步手前の状態を想定

● （参考） 特定空家等とは

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空家等

● 空家法、空家条例に基づく市の対応フロー



概要 空家法改正により新設された「管理不全空家等」の認定基準を定めました。

●認定基準（管理不全空家等の部分を抜粋）

空家等の状態がaに該当し、かつ、周辺環境の状況がbに該当する場合（他の法令等で当該被害状況の改善が見込まれる場合を除く。）

a 空家等の状態

基礎や土台のひび割れや破損、屋根や外壁の部材の破損等、特定空家等の状態に該当するおそれのある状態のもの

特定空家等の**一歩手前**

b 周辺環境の状況

悪影響を与える範囲内に、次に掲げるものが存在し、老朽化が進み、特定空家等に該当することで地域住民等の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれのあるもの

- (a) 人が通行する道路、通路
- (b) 人が立ち入る公園、広場等
- (c) 建築物、その庭又は駐車場等
- (d) 線路敷地、自動車のための交通の用に供する道路等
- (e) その他これらに類する地域住民等の生命、身体又は財産に係るもの

特定空家等と**同様の考え方**

※認定基準に該当しない場合でも個別に特定空家等及び管理不全空家等判定委員会で審議をすることで認定することができる。